

残業時間のカウントや割増賃金の端数処理はどこまで許されるか

社会保険労務士 桂 好志郎

使用者は、職員に法定労働時間を超えて労働させた場合などには、割増賃金を支払わなければならないことに

なっています。この規定は強行規定のため、違反して割増賃金を支払わないときは、たとえ労使の合意があった場合でも使用者は罰せられます。(6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金)

◇簡便化を図りたいがその許容範囲は

割増賃金を算定する際、その過程において労働時間や賃金額に端数が生じます。事務処理は複雑なものがあられ、労力と時間を要します。簡便化を図りたいと考える医院も多いと思います。

使用者は、職員に法定労働時間を超えて労働させた場合などには、割増賃金を支払わなければならないことに

常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから「労基法違反として取り扱わないとしています。この通達を基に解説します。

◇労働時間の端数処理

たとえば1分でも労働時間であることに変わりはありません。本来は分単位で集計すべきものと言えませんが、通達では、「1カ月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数に切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる」と。については、労基法違反として取り扱わ

使用者は、職員に法定労働時間を超えて労働させた場合などには、割増賃金を支払わなければならないことに

ないこととしています。

あくまでも「1カ月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計」に1時間未満の端数がある場合であり、日々の時間数について同じ方法をとることは、認められません。

◇賃金の端数処理

次に掲げる処理を行うことは差し支えないとされています。

①1時間当たりの賃金

額及び割増賃金額に

円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる。

②1カ月における時間

外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、①と同様に処理すること。

また1カ月の賃金支払い額における端数に

関しても、

①1カ月の賃金支払額(賃金の一部を控除して支払う場合には控除した額。以下同じ)に100円未満の端数が生じた場合、50円未満の端数を切り捨て、それ以上を100円に切り上げ

て支払うこと。

②1カ月の賃金支払額に生じた1000円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払うこと。

「これらの方法をとる場合には、就業規則の定めに基づき行うよう指導されたい」とされています。

◇遅刻、早退の場合

5分の遅刻を30分の遅刻として賃金カットするという処理は、「労働の提供のなかつた限度を超えるカット(25分についてのカット)について、賃金の全額私の原則に反し」違反となりますので注意してください。